

就業構造基本調査が、

平成29年10月1日を基準日として実施されます

この調査は、国が統計法に基づき都道府県、市町村を通じて実施をする重要な調査です。地域別に就業の実態を明らかにし、雇用対策や経済政策などに必要な基礎資料を得ることを目的としています。

★調査対象地区（参考：平成27年国勢調査 調査区割による）

9月上旬に左記地区にお住まいの皆様（約240世帯）の所へ、調査員が伺います。

古川地区、下土居地区、東竹田地区、羽出西谷下・横尾地区

〈回答方法〉調査をお願いする世帯には、9月下旬頃に改めて調査員が調査票を配布いたします。

●調査票に記入：調査員が配布する調査票に記入し、調査員に提出する方法。

●インターネット回答：自宅のパソコンやスマートフォンから回答する方法。

インターネット回答は、好きな時間・場所で回答をすることができるとても便利です。

※調査票の記入内容は、統計法により厳重に保護されます。インターネット回答も24時間、不正アクセス等の監視をしております。

※回答された内容は、統計を作成・分析する目的以外に利用することは絶対にありません。

お忙しい中、誠に恐縮ですが、調査へのご協力をよろしくお願いいたします。

調査に関するご不明点やご質問等は、担当の調査員に直接お聞きになるか、左記のお問い合わせ先まで、お願いします。

※調査の詳細内容や結果の公表については、総務省統計局のホームページ

（<http://www.stat.go.jp/>）でも確認いただけます。

お問い合わせ先

鏡野町まちづくり課 電話(08668)54-26002



就業構造を把握し、みなさんの未来に役立てます。調査員が伺いましたら、ご回答をお願いします。

総務省統計局
都道府県・市区町村

1994年頃までに、

出産や手術で大量出血等をされた方へ

（C型肝炎救済特別措置法）

1994年頃までに出産や手術による大量出血などの際に、血液からつくられた医薬品（フィブリノゲン製剤・血液凝固第9因子製剤）が使用されたことにより、C型肝炎ウイルスに感染された方へのお知らせです。このような場合、法律に基づき、国を相手とする裁判を提起し、裁判のなかで、①血液からつくられた医薬品（フィブリノゲン製剤・血液凝固第9因子製剤）が使用されたこと、②その医薬品が使用されたことによりC型肝炎ウイルスに感染したこと、③慢性肝炎など症状、を確認できれば、国と和解をしたうえで、給付金を受けることができます。なお、この給付金を受けるためには、2018年1月15日までに国を相手とする裁判をしなくてはなりません。

出産や手術での大量出血などの際に、血液からつくられた医薬品（フィブリノゲン製剤・血液凝固第9因子製剤）が使用された方、身に覚えのある方、もしかと思う方は、まずは肝炎ウイルス検査を受けましょう。

お問い合わせ先

厚生労働省フィブリノゲン製剤等に関する相談窓口
フリーダイヤル 0120-5091002

受付時間 午前9時30分～午後6時（土・日・祝日・年末年始を除く）

農業委員会の会長・会長代理が決まりました

会長	川口肇司	吉原
会長代理	柳井正信	上齋原

お問い合わせ先

鏡野町農業委員会事務局
電話(08668)54-26007